諮問番号：令和３年度諮問第５１号

答申番号：令和４年度答申第１２号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年４月２６日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）本件処分の通知書に記載されている却下理由に「賃貸契約書に契約更新の条件として借主が火災保険料を支払わなければならない旨の記載がないため」とあるが、現在居住する賃貸住宅（以下「本件住居」という。）にかかる賃貸借契約書（以下「本件賃貸借契約書」という。）を交わす際に、転居前の保護の実施機関は火災保険料を負担してくれたし、処分庁から交付された「保護のしおり」には火災保険料の支給対象は賃貸借契約書の更新の際に、火災保険料は借主が支払わなければいけないと記載されていない限り支給できませんとも書かれていない。

たしかに、本件賃貸借契約書には処分庁のいうような記載のされ方はしていないが、本件賃貸借契約書の第１１条には「貸室内の諸設備及び施設、諸物件は甲〔貸主〕乙〔審査請求人〕の所有の如何に係わらず、総べて乙に於いて保管管理の責任を有し、火災予防の為これが一切の処置を講ずるものとする。」と記載されている。

審査請求人は、借主は火災予防の為にも全てにおいて準備及び対策を立てておくようにと考え、火災保険への加入は万が一火災が起きてしまった場合や又近隣の火災に巻き込まれるような事があった時のための対策手段の１つと考えられるものであり、火災保険料の更新料を借主が支払うのは貸室内に住む以上必要なのではないかと思う。

（２）また、本件処分の通知書には、「既に遡及支給可能期間が経過しているため、保護の申請を却下します。」とも記載されているが、審査請求人は、火災保険の更新料を支払う前から担当ケースワーカーに相談しており、初回の平成２７年２月１３日支払い分の時は「上司に相談した上で返答します。」と言われたので待っていたが返答はなく、翌年の平成２８年４月２２日に処分庁において火災保険の更新料のことを聞くと「現在は出るが前回相談しても返答がなかったのは、その時法律ではムリだったのでは。」と言われた。

さらに平成２９年の２回目の火災保険の更新料支払い前に同年２月１０日支払い分を担当ケースワーカーに提出して相談したが、会議の結果、却下と言われた。

そして処分庁での会議で却下されても正式な申請ができることを知ったのは平成３０年３月２９日のことだった。

このように、処分庁は、本当は公正、公平にしっかり伝えなければいけない説明義務を長年に渡って怠っていた。

（３）以上のことから、本件処分は、不当ではないかと思う。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、本件賃貸借契約書に契約更新の条件として借主が火災保険料を支払わなければならない旨の記載がなく、契約更新の条件として借主が火災保険料を支払わなければならないことを客観的に確認できる資料がないこと、また、平成２７年２月１３日及び平成２９年２月１０日に支払われた火災保険料については、既に遡及支給可能期間が経過していることから、処分庁は、本件処分を行ったことが認められる。

火災保険料の認定については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の４（１）ク及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第７の問８８のとおり、被保護者が居住する借家の契約更新等に際し必要やむを得ない場合には認定して差し支えないとされているところ、本件賃貸借契約書には火災保険に関する定めがなく、借主が火災保険料を支払わなければならないことを客観的に確認できる資料がないとした処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

一方、本件賃貸借契約書の「貸室内の諸設備及び施設、諸物件は甲乙の所有の如何に係わらず総べて乙に於いて保管管理の責任を有し、火災予防の為これが一切の処置を講ずるものとする。」との文言をもって、審査請求人は、火災保険料の支給の必要性を主張するが、当該文言からは、賃貸借契約の更新にあたり、火災保険料が必要やむを得ないと判断することはできず、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人からは、他に、賃貸借契約の更新にあたり、火災保険料が必要やむを得ないと認められる客観的な資料等の存在の主張はない。

（２）以上のとおり、本件処分に至る判断の過程に違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張は認められない。

（３）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和４年　３月　８日　　諮問書の受領

令和４年　３月１０日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：３月２４日

口頭意見陳述申立期限：３月２４日

令和４年　３月２４日　　審査請求人から主張書面及び資料の受領（令和４年

　　　　　　　　　　　３月２３日付け）（以下「主張書面等」という。）

令和４年　４月２８日　　第１回審議

令和４年　５月 ９日　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和　４年５月２５日付け○○○保生第９７号。以下「処分庁回答書」という。）

令和４年　５月２６日　　第２回審議

令和４年　６月１５日　　審査請求人から資料の受領

令和４年　６月３０日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１４条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として、「一　住居」及び「二　補修その他住宅の維持のために必要なもの」を定めている。

（２）局長通知第７の４（１）クは、「被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。」と定めている。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（３）課長通知第７の問８８は、「契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。」との問について、「必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

（４）生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３の２（答）１は、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、「（前略）一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は３か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に３か月とされているところからも支持される考えであるが、３か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）、主張書面等及び処分庁回答書によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２５年２月２０日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）平成２７年２月１３日、審査請求人は、保険期間を平成２７年２月１５日から平成２９年２月１４日とする、本件住居に係る「賃貸住宅総合保険（基本プラン）」の契約更新料（以下「本件更新料１」という。）を支払った。

（３）平成２９年２月７日付けの訪問記録には、生活状況の欄に「（前略）火災保険について、契約書に支払義務を追記してもらえるか、大家に聞いたところ、大家が契約更新の意思が無いため、書いてくれなかった。何かあった時の保証が不安なので、￥１５，０００/年、自弁した。大家に確認した際に、退去については、特に言及されなかった。（後略）」と記載されている。

（４）平成２９年２月１０日、審査請求人は、保険期間を平成２９年２月１５日から平成３１年２月１４日とする、本件住居に係る「賃貸住宅総合保険（基本プラン）」の契約更新料（以下「本件更新料２」という。）を支払った。

（５）平成３０年３月２９日のケース記録票には、「（主）〔審査請求人〕よりＴＥＬ。今まで、火災保険料（中略）が支給にならなかった、理由を書面で出して欲しい。また、会議をしたと言うのであれば、その検討経過がわかるものを書面で欲しい。→正式な書面で出すのであれば、却下通知になる。却下するには申請してもらわなければ、却下できない。（後略）」と記載されている。

（６）平成３０年４月５日付けで、審査請求人は、処分庁に対し、本件更新料１及び本件更新料２の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）を行った。

（７）平成３０年４月１８日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日のケース診断会議記録票には、指導経過の欄に「（前略）Ｈ２９.２　火災保険料について、扶助の相談があったが、契約書に火災保険の加入義務が記載されておらず、家主に追記をお願いしたところ、書いてくれなかった為、自弁した。（後略）」と、結論の欄に「①火災保険料の更新費用について　賃貸契約書に契約更新の条件として借主が火災保険料を支払わなければならないことの記載がなく、扶助費の遡及支給可能期間が経過しているため申請却下する。」と記載されている。

（８）平成３０年４月２６日付けで、処分庁は、本件申請を却下する本件処分を行った。

本件処分の通知書の却下の理由の欄には「火災保険料について、賃貸契約書に契約更新の条件として借主が火災保険料を支払わなければならない旨の記載がないため、支給することはできません。また、生活保護の扶助費については、保護の申請月からその前々月までしか遡って支給することができません。したがって、契約更新の条件として借主が火災保険料を支払わなければならないことを客観的に確認できる資料がなく、さらに平成２７年２月１３日と平成２９年２月１０日に支払われた火災保険料〔本件更新料１及び本件更新料２〕については、既に遡及支給可能期間が経過しているため、保護の申請を却下します。」と記載されている。

（９）平成３０年７月２８日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（１０）令和４年５月９日付けで審査会は、処分庁に対して質問書を送付し、①審査請求人が主張する、本件更新料１を支払う前から担当ケースワーカーに相談していたことを記したケース記録票、②審査請求人が主張する、平成２８年４月２２日に審査請求人と処分庁が火災保険料の更新料についてやりとりしたことを記したケース記録票の提出を求め、ケース記録票がない場合にその理由を回答することを求めたところ、処分庁が審査会に提出した処分庁回答書には、「質問書１及び２に記載するやりとりを記録したケース記録は存在しません。」と記載されている。

３　判断

（１）前記１（１）のとおり、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要な範囲内において行われるものである。

本件処分に係る事務は、「国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」（地方自治法第２条第９項第１号）として第１号法定受託事務に分類されており（法第８４条の５参照）、火災保険料の支給に関しては、前記１（２）、（３）のとおり処理基準が定められている。

これらの処理基準によれば、火災保険料の認定については、前記１（２）のとおり、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、局長通知第７の４（１）オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとし、前記１（３）のとおり、必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないとしている。

また、前記１（４）のとおり、問答集問１３の２（答）１には、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でなく、また、３か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないとして、最低生活費の遡及変更は３か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきである旨記載されている。

問答集は、厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡の形式で発出されたものであるが、処理基準である旨は明示されていない。

そして、保護の実施機関となる地方公共団体は、厚生労働省の下級行政機関ではないから、問答集は、上級行政機関が下級行政機関に示す解釈基準のごとく保護の実施機関を拘束するものではないが、問答集問１３の２（答）１に示される厚生労働省の考え方は、法の趣旨に照らして合理性を欠くものではないと言える。

（２）前記２に基づき、本件についてみると、①審査請求人は、平成２７年２月１３日に本件更新料１を、平成２９年２月１０日に本件更新料２を、それぞれ支払ったこと、②平成３０年３月２９日のケース記録票には、審査請求人が処分庁に対して、火災保険料が支給されなかった理由を書面で出すように求め、処分庁は、正式な書面で出すのであれば、却下通知になると回答した旨記載されていること、③平成３０年４月５日付けで、審査請求人は、本件更新料１と本件更新料２の支給を求める本件申請を行ったこと、④同月１８日に開催されたケース診断会議の記録票には、平成２９年２月に審査請求人から処分庁に火災保険料の扶助の相談があったこと及び審査請求人が、本件賃貸借契約書に火災保険の加入義務が記載されておらず、家主に追記を依頼したところ、書いてくれなかったため、自弁した旨が記載されていること、⑤処分庁回答書には、本件更新料１の支払前に、審査請求人が処分庁に火災保険の更新料の相談をしたこと及び平成２８年４月２２日に審査請求人と処分庁が火災保険の更新料についてやりとりをしたことを記録したケース記録は、いずれも存在しない旨が記載されていること、が認められる。

（３）そうすると、審査請求人は、平成２９年２月以降、本件更新料１及び本件更新料２に係る扶助について、処分庁に対して、相談していたことはうかがえるものの、事件記録からは、本件申請が、本件更新料１及び本件更新料２の支払いから３か月以上を経過してなされた特段の事情があるとみることはできず、あくまでも、処分庁は、本件申請により本件更新料１及び本件更新料２の支給申請を受け、前記１（４）の問答集問１３の２（答）１に照らして、遡及期間の３か月を徒過していることから、申請を却下する内容の本件処分を行ったものであると言える。

したがって、本件更新料１及び本件更新料２を支給しないこととした処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

（４）以上のとおり、本件処分は違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　充

委員　　　　　重本　達哉

委員　　　　　船戸　貴美子